

平成 2 1 年 3 月 2 日

愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザの発生に
関する食品安全委員会委員長談話

1. 今般、農林水産省から、愛知県におけるH7N6亜型（弱毒タイプ）の鳥インフルエンザの発生が発表されました。
2. 食品安全委員会としては、「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」（平成19年10月4日）（[別添](#)）と同様にうずら卵・うずら肉を食べることによって、鳥インフルエンザがヒトに感染することは考えられず、うずら卵・うずら肉は「安全」と考えていますので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いいたします。